

意見書

2026年7月30日

公益財団法人日本生産性本部 上席フェロー 岡野貞彦

このたびは、別途従事している業務との日程調整がかなわず、第6回会議に出席できないこととなりました。皆様にご迷惑をお掛けしますことをお詫び申し上げます。

本来であれば会議の場で議論に参加し、「第7回以降に向けた総合的意見」についても申し上げたかったところですが、現時点では、これまでの議論を改めて振り返りながら考えている最中であり、十分に整理された意見としてお示しできる段階には至っておりません。

もっとも、今後の議論に向けて共有しておきたい問題意識はいくつかありますので、以下、その点について申し上げます。

まず、民事法律扶助をはじめとする法テラスの業務の担い手の確保については、単に報酬だけの問題として捉えるべきではないように思います。こうした分野に携わる弁護士を、今後どのように確保していくのかという問題は、弁護士制度ひいては司法制度の持続可能性にも関わる論点として考える必要があるのではないのでしょうか。私には、近年、医療保険に基づく診療活動や産業保健活動など、社会にとって必要不可欠な分野を担う医師の確保が課題として語られている状況と、どこか通じるものがあるようにも感じられます。公共的な役割を担う専門職の確保が各分野で課題となる中、法テラスの担い手確保についても、制度としてどのように支えていくのかという視点から考える必要があるのではないのでしょうか。もちろん報酬の在り方もその一要素ではありますが、例えば、いくら引き上げるべきかなどの個別の問題として論じるのではなく、法テラスが果たすべき役割を将来にわたって維持していくという政策目的の中で位置付け、その在り方を継続的かつ総合的に検討する仕組みづくりが必要ではないのでしょうか。

また、地方自治体との連携についても、その重要性は理解しつつ、現場の自治体自身が人的・財政的な余力に乏しい状況に置かれていることを十分に踏まえる必要があります。連携を進めるべきであるという方向性自体に異論はありませんが、その議論が自治体の善意や努力を前提としたものになってしまうと、持続可能な仕組みにはなりにくいのではないかと思います。むしろ重要なのは、自治体に新たな負担を求めることなく、限られた人的・財政的資源の中でも機能する制度設計をどのように行うかという視点ではないのでしょうか。法テラスと地方自治体の双方が無理なく役割を果たし、継続的な連携が可能となる仕組みを構想していくことが求められるように思います。加えて、連携の在り方についても全国一律のモデルを求めるのではなく、それぞれの地域の実情に応じて柔軟に構築できる余地を残しておくことが必要であるように思います。

いずれも現時点では問題意識の段階にとどまるものですが、今後の議論を通じてさらに考えを深め、機会があれば改めて整理した意見として申し上げたいと思います。